

東京の雇用就業を考える専門家会議設置要領

5 産 労 雇 調 第 434 号
令 和 5 年 6 月 21 日

(設置)

第 1 「東京くらし方会議設置要綱」(令和 5 年 1 月 27 日付 4 政政第 739 号・4 産 労 総 企 第 951 号) 第 7 に基づき、「東京くらし方会議」における議論を深め、検討の幅を広げるに当たり、経済団体等からの意見を聴くために、「東京の雇用就業を考える専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 専門家会議は、次の事項について意見の交換等を行う。

- (1) 東京都における今後の雇用就業施策の方向性に関すること。
- (2) 中小企業による人材確保の実態や取組に関すること。
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第 3 専門家会議は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。なお、産業労働局長はオブザーバーを置くことができる。

2 産業労働局長が必要であると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を専門家会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任することができる。

(座長)

第 5 専門家会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、専門家会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 6 専門家会議は、産業労働局長が招集する。

(公開)

第 7 専門家会議は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第 7 条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、非公開とする。

(議事録)

第 8 専門家会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第 7 条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(謝金)

第 9 第 3 の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、雇用就業部報償費支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第10 専門家会議の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部調整課とする。

(その他)

第11 この要領で定めるもののほか、専門家会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、決定の日から施行する。